

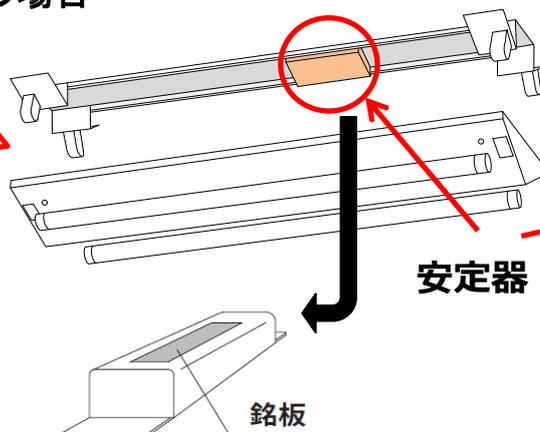
照明器具 安定器の調査方法

昭和 32 年（1957 年）から昭和 47 年（1972 年）にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従って御確認をお願いします。

安定器の設置場所の例

○ 蛍光灯（）の場合

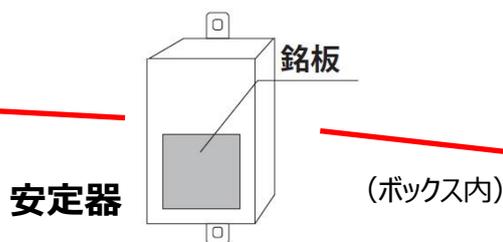
電球や丸型蛍光灯、一般家庭用の照明器具には PCB は使われていません。



○ 水銀灯（）の場合



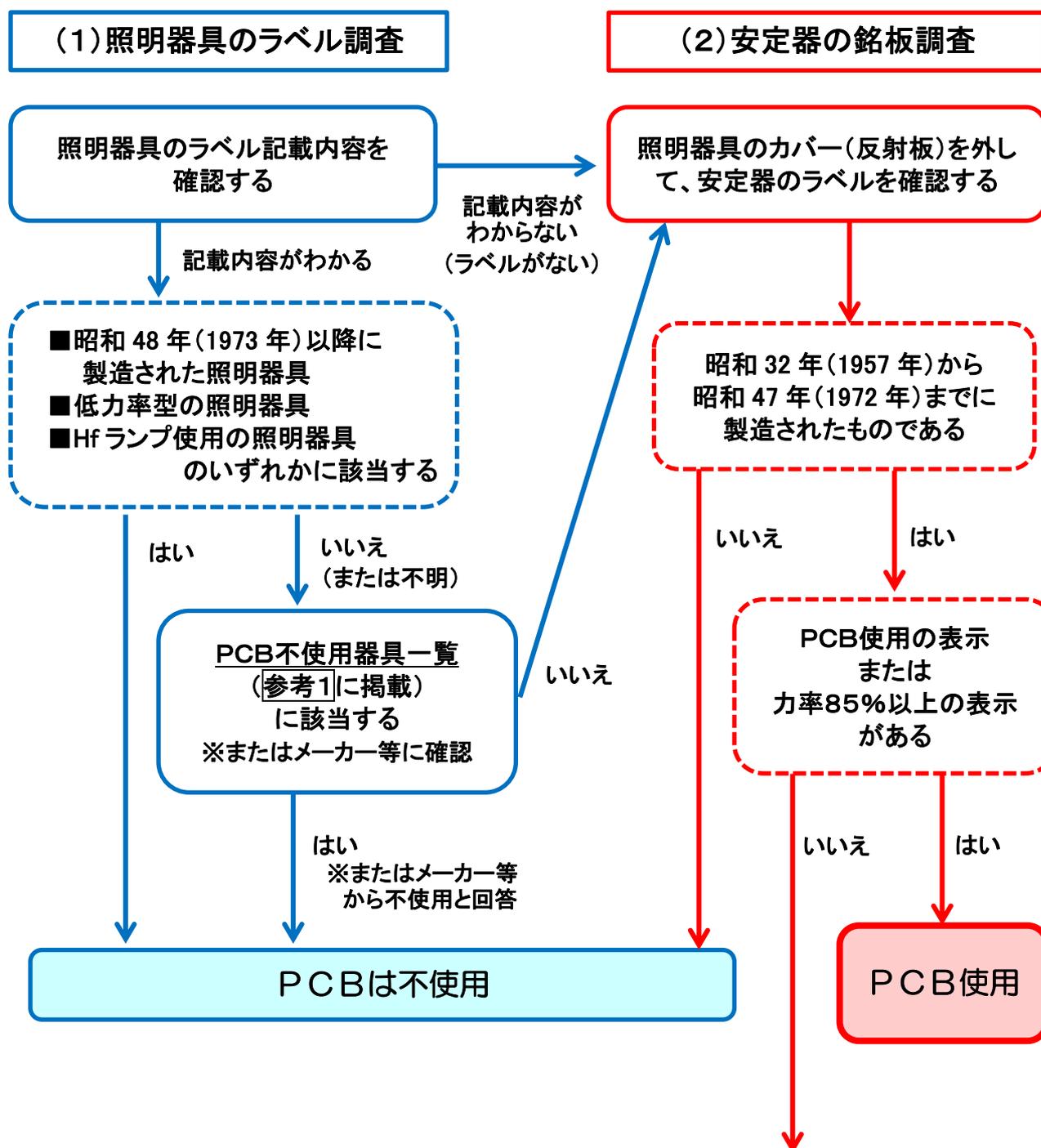
取付台やポール収納ボックス内に設置



調査にあたっての注意事項

- 使用中の照明設備は感電のおそれがありますので、調査はなるべく電気工事業者や建物の維持管理を委託している事業者等に相談するなど、安全な方法で実施してください。
- 建物の竣工図書、過去に実施した調査の記録等がある場合には、それをもとに PCB 使用安定器の有無を判断してください。
ただし、過去の調査がサンプル調査であった場合には、調査漏れがあった事例もあることから、今一度御確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3 m 以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

照明器具のPCB使用・不使用の判別手順



◎PCB 使用安定器の調査方法については
動画サイトにて簡単に紹介されています。
下記、URL または QR コードから御覧ください。

▼照明器具の PCB 使用安定器調査動画
(<https://www.youtube.com/watch?v=y7bUmok4bnM&feature=youtu.be>)



消費電力、電源電圧、入力電力から力率を計算し、
85%以上であればPCB使用の可能性あり
(力率の計算方法は日本照明工業会
ホームページ等を参照)

計算できない場合、不明な場合は
メーカーへ問合せを
(問合せ先は参考2に掲載)

調査方法

(1) 照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は参考1参照)



(2) 安定器の銘板調査

照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取り外し、安定器の銘板（ラベル）記載内容を確認して、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は参考2参照)

※水銀灯の場合は、取付台・ポール収納ボックスに設置されている安定器を取り出し、銘板を確認してください。



- ④銘板(ラベル)の写真をとる。
- ⑤昭和32年(1957年)～昭和47年(1972年)8月に製造された高力率の安定器にはPCBが含まれている可能性があります。
⇒メーカーへ問合せを
(問合せ先は参考2参照)

◎ **昭和52年（1977年）3月以前に建築された建物については、
P C B使用安定器が設置された可能性があります。**

～ **確認をお願いします** ～

● 以下の場所にも使用されている場合がありますので、御注意ください。

○ **天井裏や壁際・梁**

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にP C B使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもP C B使用安定器が残置されている可能性があります。

○ **ランプ交換後の照明器具内**

L E Dランプに交換している場合においても、器具内にP C B使用安定器が残置されている場合があります。

○ **エレベータ**

エレベータの照明にもP C B使用安定器が使用されている可能性があります。

○ **敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明**

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもP C B使用安定器が使用されている可能性があります。

○ **屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等**

過去に回収・保管されたP C B使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

○ **無人の施設の照明等**

利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。

■ **問い合わせ先**

○宮城県環境生活部循環型社会推進課 廃棄物指導班 （電話）022-211-2463

○県内の保健所（P C B廃棄物に関する届出先、保管・処理に関する指導窓口）※担当は環境廃棄物班

保健所名	電話番号	管轄区域
仙南保健所	0224-53-3118	白石市・角田市・刈田郡・柴田郡・伊具郡
塩釜保健所	022-363-5501	塩竈市・多賀城市・富谷市・宮城郡・黒川郡
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-6295	名取市・岩沼市・亶理郡
大崎保健所	0229-91-0711	栗原市・大崎市・加美郡・遠田郡
石巻保健所	0225-95-1447	石巻市・登米市・東松島市・牡鹿郡
気仙沼保健所	0226-22-5127	気仙沼市・本吉郡

※ 仙台市内で保管・使用されているP C B使用安定器に関しては、仙台市事業ごみ減量課へ御相談ください。（電話：022-214-8235）

参考 1

蛍光灯器具のラベルからPCB使用・不使用を判別する方法

- メーカーによっては、照明器具のラベル内容でPCBが使用されていない蛍光灯器具を判別できる場合があります。この場合、照明器具内の安定器を確認する必要はありません。下記「**PCB不使用の蛍光灯器具一覧**」を参考に判別してください。

PCB不使用の蛍光灯器具一覧

(2017年4月現在)

	会社名	PCB 不使用器具の判別方法
1	岩崎電気(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・内蔵安定器を示す形式に「GL」、「GH」を含む器具、及び「PF」から始まる形式の器具
2	NECライティング(株) 【旧：新日本電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「NECホームエレクトロニクス」、「日本電気ホームエレクトロニクス」、「日本電気シルバニア」又は「NECライティング株式会社」の器具 ・型番末尾が「A、B、C又はD」（グロー低力率型）、及び「AE、BE、GE又はDE」（ラピッド省電力型）の器具
3	オーデリック(株) 【旧：オーヤマ照明／旧：大山電機工業】	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・社名が「オーヤマ照明」又は「オーデリック」の器具 ・型番の最初が「F」の器具
4	コイズミ照明(株)【旧：小泉産業(株)】	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB使用器具の販売はなし
5	星和電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具
6	大光電機(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・製造年月が昭和47年9月以降の器具 ・低力率タイプの器具 ・型番がDから始まるアルファベット3桁の器具 例)「DCL」「DBF」等
7	東芝ライテック(株) 【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「東芝電材株式会社」又は「東芝ライテック株式会社」の器具 ・形名に「GL」又は「RL」が付いている器具 ・形名の数字表記部分が5桁の器具
8	日立アプライアンス(株) 【旧：日立照明 日立製作所の銘板もあります】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「日立アプライアンス」、「日立ライティング」又は「日立照明」の器具 ・製造年月が昭和48年以降の器具及び製造年が記載されていない器具 ・低力率タイプの器具 ・内蔵安定器を示す形式が「F」、「LF」、「LH」、「LHC」、「LS」、「LSC」、「RF」、「RH」、「RS」、「RSC」以外の器具
9	パナソニック(株) 【旧：松下電器産業、旧：松下電工】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「パナソニック電工」又は「パナソニック」の器具
10	パナソニック(株)【旧：三洋電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・器具での判別はホームページ参照
11	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	<ul style="list-style-type: none"> ・社名が「三菱電機照明」の器具 ・器具型番末尾が「E」又は「EF」の器具 ・低力率タイプの器具 ・円形蛍光灯の器具
12	山田照明(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・40W1 灯用 100V/0.5A 以上、200V/0.25A 以上、 40W2 灯用 100V/1A 以上、200V/0.5A 以上 の低力率器具

- 詳細は、各メーカーに問い合わせるか、日本照明工業会ホームページ
(<http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>) を御参照ください。

照明器具内の安定器のPCB使用・不使用の判別方法

●PCB使用・不使用の調査対象となる照明器具安定器

昭和 32 年(1957 年)から昭和 47 年(1972 年)8 月までに製造された**業務用蛍光灯**、**水銀灯**(道路や工場で使用される光量が多い白色灯)、**低圧ナトリウム灯**(トンネル等に設置されているオレンジ灯)に使用されている安定器です。**電球や一般家庭用蛍光灯は対象外です。**

◎PCB使用安定器かどうかの判別方法

まず、**銘板(ラベル)内容**(メーカー・種類・力率・製造年月など)を確認してください。

その内容に基づき、**日本照明工業会ホームページ**で確認するか、下記の「**安定器メーカー問合せ先リスト**」を参照し、**メーカーに問い合わせ**てください。

(日本照明工業会ホームページ <http://www.jlma.or.jp/kankyo/pcb/index.htm>)

※昭和 47 年(1972 年)9 月でPCB使用安定器は製造を中止しましたが、製造中止後 1~2 年の間は判別のために、「NO PCB」「PCBは使用していません」という記載を表示していた例もあります。

●安定器メーカー問合せ先リスト(日本照明工業会HPより作成) 2018 年 8 月現在

	会社名	問合せ先	電話番号
1	岩崎電気(株)	CSセンター	048-554-1124
2	(株)梅電社(スター)	大阪 東京	06-6333-0004 03-3944-1651
3	NECライティング(株)【旧：新日本電気】	お客様相談室	0120-52-3205
4	オーテリック(株)【旧：オーヤマ照明／旧：大山電機工業】	カスタマーサービス	03-3332-1123
5	(株)共進電機製作所		06-6309-2151
6	コイズミ照明(株)	品質保証部	06-6975-7165
7	星和電機(株)	品質保証部	0774-55-9318
8	大光電機(株)	品質保証部CSセンター	072-962-8437
9	ダイハツ電設機器(株)ヘルメス機器工場【旧：ヘルメス電機】	四変テック(株) 電子機器事業部 営業部／品質管理部	0877-33-2323
	※(ヘルメス電機、ダイハツヘルメス事業部が製造した安定器とネオトランスに関してのみ対応)		
10	東芝ライテック(株)【旧：東京芝浦電気、旧：和光電気】	東芝ライテック照明ご相談センター	0120-66-1048
11	(株)GS1アサ【旧：日本電池】	お客様相談室	0120-43-1211
12	(株)光電器製作所		06-6962-2681
13	日立アプライアンス(株) 【旧：日立照明／日立製作所の銘板もあります】	照明サービスセンター	0120-335-762
14	藤井電機工業(株)	技術部(PCB問合せ先) 営業担当	050-3802-3026 072-227-8125
15	扶桑電機工業(株)	照明部	03-3474-1200
16	パナソニック(株)【旧：松下電器産業、旧：松下電工】 パナソニック(株)【旧：三洋電機】	パナソニック(株)お客様相談センター	0120-878-709
17	三菱電機照明(株)【旧：三菱電機】	品質保証部サービス課	0467-41-2773
18	山田照明(株)	カスタマーセンター	03-3253-4810
19	(株)リード		048-529-2731

※上記内容は連絡なしに変更になる場合があります、その場合はご容赦ください。